錦江町告示第６号

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱の一部改正する要綱を次のように定めた。

令和７年２月２０日

錦江町長　新田　敏郎

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱の一部を改正する要綱

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（平成22年錦江町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「70パーセント」を「75パーセント」に、「90パーセント」を「92パーセント」に改め、同条第２項中「70パーセントから90パーセント」を「75パーセントから92パーセント」に改める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。